

○田上町空き家情報バンク設置要綱

平成24年1月19日

要綱第1号

改正 令和4年1月31日要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、田上町内における空き家又は空き地(以下「空き家等」という。)の有効活用を通して、田上町への定住促進を図るために、田上町空き家情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家等 田上町内に存する空き家又は空き地(空き家又は空き地になる予定のものを含む。)のことをいう。
- (2) 情報バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望する者(以下「情報登録者」という。)から登録申込を受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者(以下「情報利用者」という)に対し情報を提供する仕組みをいう。
- (3) あっせん 空き家等に関する情報で、情報バンクが情報登録者又は情報利用者に対して情報を提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、情報バンク以外の手段による町内に存する空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の情報の登録)

第4条 情報バンクへの空き家等の情報登録を希望する情報登録者は、田上町空き家情報バンク情報登録申込書(その1)(様式第1号)及び田上町空き家情報バンク情報登録申込書(その2)(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、田上町空き家情報バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨の申込みを行った情報登録者に通知(様式第3号)するものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 情報登録者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく登録変更届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

(空き家情報バンク登録の抹消)

第6条 町長は、情報登録者から空き家情報バンクの登録の抹消の届出(様式第5号)があったときは、登録を抹消するものとする。

2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を情報登録者に通知(様式第6号)するものとする。

(空き家等の情報の公開等)

第7条 町長は、必要に応じて第4条第2項の規定により登録した空き家等に関する情報を、ホームページにより公開するものとする。

(情報利用者の登録)

第8条 情報利用者は、田上町空き家情報バンク情報利用申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、田上町空き家情報バンク情報利用者台帳(以下「情報利用者台帳」という。)に登録するとともに、情報利用者にその旨を通知(様式第3号)する。

(情報利用者に係る登録事項の変更)

第9条 情報利用者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく登録変更届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

(情報利用者台帳の登録の抹消)

第10条 町長は、情報利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、情報利用者台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 情報利用者から登録の抹消の届出があったとき。(様式第5号)

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 情報利用者が空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると町長が認めるとき。

(4) その他登録することが適当でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を情報利用者に通知(様式第6号)するものとする。

(あっせん等)

第11条 町長は、必要に応じて、情報登録者及び情報利用者に対して、空き家台帳及び情報利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 町長は、情報登録者及び情報利用者が行う空き家等の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、情報バンクからの情報提供を除いて、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第12条 情報登録者及び情報利用者は、情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が解除された後においても同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄(消去)、その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日要綱第6号)

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。